

栃木県書道連盟規約

制定	昭和22年11月28日
改正	平成 6年 5月22日
改正	平成 8年 5月19日
改正	平成13年 5月18日
改正	平成14年 5月19日
改正	平成18年 4月16日
改正	平成25年 4月28日

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、栃木県書道連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、書道を愛好し書道文化に関わる者としての自覚に立ち、会員相互の研鑽と親睦に努めながら、書道の普及発展を図るとともに、書道を通じて本県文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会及び講習会に関する事業
- (2) 展覧会に関する事業
- (3) 会報の発行及び出版に関する事業
- (4) 将来を担う書道愛好者の育成及び支援に関する事業
- (5) 会員等の顕彰に関する事業
- (6) その他目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本連盟の事務所は、事務局長宅に置く。

第2章 会 員

(会員)

第5条 本連盟の会員は、本連盟の趣旨に賛同し、かつ本県に在住する者又は本県に活動の拠点をおく者とする。

(会費)

- 第6条 本連盟の会費は、年額5,000円とする。
- 2 名管顧問、常任顧問、顧問の会費は徴収しない。
 - 3 26歳以上の新入会員の年会費は、初年度のみ2,500円とする。
 - 4 16歳以上25歳の年度まで、年会費2,500円とする。
 - 5 再入会の者については、前項3、4を適用しない。

(入会)

第7条 本連盟に入会しようとする者は、本連盟会員の推薦を得て入会申込書を提出し、かつ理事会の承認を得るものとする。

(退会)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したのものとする。
- (1) 退会届が提出されたとき
 - (2) 会費の未納が2年を超えたとき
 - 2 本会の名管を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て会員を除名することができる。

第3章 役 員

(役員の種類)

- 第9条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 常任理事 若干名
 - (4) 理事 40名以内
 - (5) 監事 2名

(役員の選出)

第10条 役員は総会において選出する。

(役員の職務)

第11条 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。